

平成29年6月10日

司法書士法教育ネットワーク
会長 西脇正博 殿

会長候補 三河尻 和夫

公開質問状に対する回答

質問事項 1

市民社会の中において共同生活を営み、家族や地域社会（町内会、マンション、団地内等）学校などの集団での生活において、個人の考え方や行動における一定のルールや方向性を考えること、そしてそれを次代を担う子供たちに伝えていくことは、学問的知識の習得以前の問題として、大変重要であると思っています。

学校教育現場においての国の責務としての充実が望まれるところでありますが、これを担うのは教職員のみならず、法律専門家の責任であるとも考えます。

現状においては、司法書士の法的知見や実務における体験等に基づき、法教育の充実に向けた取り組みの一環として、これに寄与していくべきであると考えます。

連合会としては、法教育の重要性や人材育成の研修、教材の作成等はもちろんのこと、法教育関係への問題提起や政策意見等も大切な役割である。

質問事項 2

司法書士業務に関連したテーマ設定（消費者問題、労働契約、成年後見制度等々）による出張法律教室も取り掛かりとして展開されていますが、親子法律教室で見られる様な、低学年の子供が遊びの中での約束ごとや自分で考えることの大切さや等を教えていくことも必要である。

法的手段による問題解決のプロセスを理解することも大切ではあるが、身近な問題を当事者の意見を聞きながら円満な解決に向けてまとめることの大切さを司法書士が、低学年から高校生位までを対象に幅広く取り組む活動が可能と考える。

質問事項 3

中央新人研修の中においては、司法書士が取り組んでいる多くの社会活動（法教育活動も含めて）の重要性とこれに取り組む意義等を教える必要がありますが、時間的制約もあり、今後は E-ラーニングを利用した必須化も検討課題になると考えます。しかし、司法書士会研修において、新人の体験講座として、教室に同行する現場学習も取り入れると、社会活動に対する意欲向上に効果的であると考えます。

質問事項 4

小規模単位会の実情においては、その理由記載にあるとおり、実施困難は理解できます。これは、連合会のすべての事業にいえることでもあります。

これらの解消にあたっては、ブロック会の活用により、近隣単位会との共同開催やブロック事業としての法教育支援体制の構築が有効であると考えます。